

2022年4月1日

株式会社デジタルトラスト

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

改正労働者派遣法(法第23条第5項)の規定のより事業報告書(2021年4月～2022年3月)の内容に基づき、以下の通りマージン率等について情報提供いたします。

労働者派遣届出許可番号	派04-300381
届出許可年月日	平成30年7月1日
事業所の名称	株式会社デジタルトラスト
事業所の所在地	宮城県仙台市青葉区中央1-3-1AERビル23階

●労働者派遣の実績及びマージン率等

労働者派遣人数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均額)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均額)	マージン率
22人	6社	23,225円	15,698円	32%

●マージン率は、以下の計算式で算出しています。(小数点第2位以下を四捨五入)

マージン率 =	$\frac{\text{①労働者派遣の料金の平均額} - \text{②派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{①労働者派遣の料金の平均額}}$
---------	--

●法第30条の4第1項の労使協定方式は以下の通りです。

協定対象派遣労働者の範囲	ソフトウェア開発技術者及びその他の情報処理技術者等の業務に従事する従業員
協定の有効期間	令和5年3月31日

●マージン率に含まれる費用は以下の通りです。

法定福利費用	事業主が負担する健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料 雇用保険料、労災保険料
その他費用	通勤手当を含む交通費(事業主負担)
	年次有給休暇取得にかかる賃金(事業主負担)
	健康診断費用
	インフルエンザ予防接種費用
	福利厚生費用
	教育研修費用(外部研修)
	資格取得手当
	個人情報保護・情報セキュリティ研修 安全衛生教育

●派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項は以下の通りです。

キャリア形成に関する事項	キャリア・コンサルティング
	教育訓練【入職時(基礎研修)、入職2年目(実践研修)、入職3年目(応用研修)、入職4年目(リーダー研修)】
	【相談窓口】代表取締役社長 後藤 隆志 TEL 022-290-6852